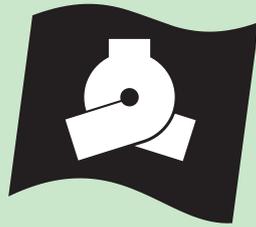


文京区

いじめ防止対策推進基本方針

いじめ対応マニュアル



文の京

(ふみのみやこ)

平成30年4月
文京区教育委員会

はじめに

いじめを背景として生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件に対応するため、平成25年9月28日から「いじめ防止対策推進法」が施行され、さらに、平成26年7月2日から「東京都いじめ防止対策推進条例」が施行されました。

文京区では、ここ数年、全国学力・学習状況調査で将来に対する希望や、自己肯定感に関する調査項目が低い傾向が続いています。文京区教育委員会では、このような状況を深刻に受け止め、文京区立学校のいじめの正確な実態把握とその解決並びに未然防止に向けた協議を行い、平成25年1月には「いじめ対策指針及び対応マニュアル」を作成し公表するとともに、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」を踏まえ、平成26年9月「文京区いじめ防止対策基本方針」を策定しました。このたび、文部科学省が、平成29年3月14日に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を受けて、「いじめ対応マニュアル」をいじめ問題対策委員会の委員の方々のご意見を踏まえ改定いたしました、

基本方針では、いじめ問題への取組の基となる考え方を、マニュアルは、いじめの認知や解消等新たに作成するとともに、基本的な行動や手順を示しています。

いじめは個別の案件により様態や対策も様々で、マニュアルのみで対応できるものではないため、各校で研修を行ったり、組織で取り組んだりし、「チーム学校」として総力をあげて実践していただくことをお願いいたします。また、いじめ問題は、学校での対応に加え、家庭や地域の力なくしてはその根絶が難しいと思われるため、今後は保護者の皆様や地域の方々へ協力を求めることも併せて行っていく予定です。

児童・生徒の健やかな育ちのために、学校をはじめ関係の各方面からの御尽力をお願いいたします。

文京区教育委員会は、今後とも全ての幼稚園、学校、全ての教職員の真摯な取り組みを全力で支援してまいります。

平成30年 4月

文京区教育委員会

目 次

いじめ防止対策推進基本方針

○ いじめ防止対策推進基本方針	3～9
-----------------	-----

いじめ対応マニュアル

1 いじめの未然防止に向けて	10
(1) いじめを許さない学校・学級づくり	
(2) いじめの未然防止に向けた手立て	
(3) 教職員の意識向上と組織的対応	
2 いじめの早期発見に向けて	15
(1) いじめを発見する手立て	
(2) いじめを訴えることの意義と手段の周知	
(3) 保護者や地域等からの情報提供	
3 いじめの発見から解決まで	18
(1) 発見から指導、組織的対応	
(2) いじめ問題への組織的な対応の基本的な考え方	
(3) いじめ対策会議の各校設置 (例)	
(4) いじめ対策担当の設置	
(5) いじめの発見、報告体制等のシステム化	
(6) いじめの認知件数についての考え方	
(7) スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW)、 その他専門機関の活用	
(8) 保護者との連携	
(9) 教育委員会への報告及び関係機関との連携	
(10) 重大事態への対処	
(11) SNS等によるいじめの対応	
4 いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上	35
(1) いじめ問題に対応するための共通理解	
(2) いじめ問題の対応に必要な教員の姿勢	
(3) いじめと犯罪の関係についての認識	
5 関係資料	36
(1) 児童・生徒の様子を把握するためのチェックリスト	
(2) 教員が指導を確認するためのチェックリスト	
(3) 保護者が児童・生徒の様子を把握するためのチェックリスト	
(4) 相談・記録用紙	
(5) 生活意識調査	
(6) いじめ発見のためのアンケート質問項目例	
(7) 心のアンケート	
(8) 重大性の段階に応じたいじめの類型	
(9) 「いじめ」の定義の変遷	
(10) 相談機関の案内	

文京区いじめ防止対策推進基本方針

平成26年9月4日教育委員会決定

○ はじめに

文京区教育委員会の教育目標は次のとおりである。

文京区教育委員会教育目標

教育は、心身ともに健やかで、知性と感性に富み、グローバル化の進む社会の一員として将来を担う人を育成することが重要である。

文京区教育委員会は、「文京区基本構想～歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち『文の京』～」の理念のもとに、次の「教育目標」に基づき、各学校、家庭、地域及び関係機関との連携を強化し、積極的に教育行政を推進していく。

教育ビジョン「個が輝き共に生きる文京の教育」の実現を目指し、一人ひとりの子どもの成長が図られるよう、

- 心身ともに健やかで、自他を尊重し、人間性豊かにたくましく生きる人
- 自ら学び考え、表現し行動する人
- 社会の一員として広い視野をもち、日本の将来を担う人
- 地域を愛し、共に生きる社会を築く人

の育成に向けた教育を充実するとともに、生涯にわたって自らの生活を充実させ、社会に貢献できる力をはぐくむため生涯学習の基礎づくりを推進する。

(平成24年1月10日 文京区教育委員会決定)

この教育目標を達成するために、心身ともに健全な児童・生徒を育成することは、文京区立学校の重要な使命であり、課題である。いじめの問題は、教育目標達成に対する大きな課題であるとともに、児童・生徒の人間形成と人権尊重の精神の育成の上でも極めて重要な問題である。

文京区教育委員会では、これまでもいじめの問題に対して学校・家庭・地域・関係機関と連携し、その早期発見と早期対応に努めてきたところである。

平成25年9月「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」の施行に伴い、改めていじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定する。

1 基本方針策定の意義（法第1条）

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体

に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

文京区いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義（法第2条）

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止（法第4条）

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒はこれを行ってはならない。

4 いじめの問題への基本的な考え方

文京区教育委員会は、「いじめ対策指針及び対応マニュアル」（平成25年1月 文京区教育委員会）に示した基本的認識を生かし、いじめを把握した場合には、速やかに解決に向けた取組を進める。

（文京区教育委員会のいじめに対する基本的認識）

- ・いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- ・いじめは、すべての児童・生徒、学級・学校に起こりうる問題である。
- ・いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない。
- ・いじめの様態は様々である。
- ・いじめは、児童・生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ・いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ・いじめは、解消後も注視が必要である。
- ・いじめは、教師の児童・生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ・いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である。

（1） いじめを生まない、許さない学校づくりを進めるため、いじめに関する児童・生徒の理解を深める。

文京区教育委員会は、このための取組として、「いのちと人権を考える月間」（5月・12月）の実施、「ふれあい月間」（6月・11月・2月）の実施、道徳授業地区公開講座の実施等を通じて児童・生徒に対していじめは絶対許されない行為であることを自覚するよう促す。

（2） 児童・生徒をいじめから守り、児童・生徒のいじめの解決に向けた取組を促す。

文京区教育委員会は、このための取組として、各小・中学校に設置されている教育相談室及び配置されているスクールカウンセラーの活用、スクールソーシャルワーカーの関与、「中学生サミット連絡会」の実施、「いのちと心の授業」の実施、「ふれあい月間」（6月・11月・

2月)を活用した実態調査の実施、「いじめに関するアンケート」(7月・12月・3月)の実施を通じて、いじめの早期発見に努め、児童・生徒の自発的な取組を促す。

(3) **教員の指導力の向上と組織的対応を進めるため学校一丸となって取り組む。**

文京区教育委員会は、このための取組として、職層別等の研修会において、いじめの問題への対応について「人権教育プログラム(学校教育編;東京都教育委員会)」やいじめの問題に関係する資料を活用した指導・助言を行い、管理職及び教職員の資質向上を図る。

(4) **保護者・地域・関係機関と連携した取組を一層推進する。**

文京区教育委員会は、このための取組として、各小・中学校において、保護者・地域と一層緊密に連携して取り組むよう周知するとともに、子ども家庭支援センター、児童相談所などの関係機関との連携と危機管理課等との庁内連携を一層緊密にし、各小・中学校のいじめの防止等に対する取組を支援する。

5 学校における取組

(1) **学校いじめ防止基本方針の策定(法第13条)**

文京区立学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文科科学大臣決定)」、東京都の「いじめ防止対策推進基本方針(平成26年7月10日都知事決定)」、文京区教育委員会の本基本方針を参酌し、学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を定める。

(2) **文京区立学校におけるいじめの防止等のための組織等の設置(法第22条)**

文京区立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織として、次のような校内委員会とサポートチームを設置する。

【組織例】

① **いじめ防止対策校内委員会**

- ・ 構成員・・・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー等
- ・ 開催・・・定例会及び事案により臨時開催
- ・ 内容・・・いじめの早期発見をはじめ実態把握に関すること。
いじめの防止等に関する対策の立案に関すること。
いじめの事案への対応に関すること。

② **いじめ問題対策サポートチーム**

- ・ 構成員・・・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、スクールカウンセラー、地域関係者*等
(*いじめの事案により、主任児童委員、スクールサポーター、児童福祉司等から校長が人選し、依頼する。)
- ・ 開催・・・事案により臨時開催
- ・ 内容・・・いじめ防止対策校内委員会の支援に関すること。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

文京区立学校は、文京区教育委員会と連携して、以下の①から③までに示す内容を参考として、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

① 未然防止

「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成するため、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめに向かわない態度・能力を育成する。

児童・生徒自らが、いじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進することができるよう、校内研修の充実等を通じて教職員の資質の向上を図る。

児童・生徒及び保護者を対象としたいじめの防止等のための啓発活動の推進や家庭訪問、学校便り等を通じた家庭との緊密な連携・協力関係の構築に努める。

② 早期発見

定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握と児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備を進めるとともに、保健室や教育相談室等の利用や教育センター電話相談窓口の周知等による相談体制を整備し、教職員全体によるいじめに関する情報の共有を図るとともに、保護者、地域からの情報提供や相談を受けやすい体制整備に努める。

③ 早期対応

いじめを発見した場合に毅然とした態度によるいじめを行った児童・生徒へ指導するとともに教職員全体で速やかに対応できるよう組織体制を整備する。

いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を整備することと併せて、いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題としてとらえられるよう継続的な指導を行う。

いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談等関係機関や専門家等との相談・連携体制を整えるとともに、保護者会の開催などによる支援・助言や保護者との情報共有を進める。

6 重大事態への対処（法第28条）

文京区教育委員会は、いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合及びいじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「重大事態」として対処するとともに、当該「重大事態」と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、文京区教育委員会又は文京区立学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

【重大事態発生時の対応】

- ・文京区教育委員会の対応・・・速やかに文京区教育委員会いじめ問題対策委員会を招集し、原因を究明する。
- ・文京区立学校の対応・・・速やかにいじめ問題対策サポートチームを招集し、原因を究明する。

- (1) 文京区教育委員会又は文京区立学校が上記により調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。(法第28条第2項)
- (2) 文京区教育委員会は、上記により文京区立学校が調査を行う場合において、調査及び(1)による情報の提供について必要な指導及び支援を行う。(法第28条第3項)
- (3) 文京区立学校は、重大事態が発生した場合、その旨を速やかに文京区教育委員会を通じて区長に報告しなければならない。文京区教育委員会は、上記により調査を行う場合には、区長に速やかに情報を提供するとともに、調査結果を報告する。(法第30条第1項)
- (4) 区長は、上記(3)による調査結果の報告を受け、必要な場合は別に定める「いじめ問題調査委員会(仮)」を設け、再調査を行う。(法第30条第2項)
- (5) 区長及び文京区教育委員会は、(4)による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査にかかる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。(法第30条第5項)

7 文京区教育委員会の取組

(1) 「文京区教育委員会いじめ問題対策協議会」の設置(要綱は別に定める)(法第14条)

文京区教育委員会は、いじめの防止等に関する機関の連携を図るため、学校、子ども家庭支援センター、児童青少年課、法務局、児童相談センター、巣鴨少年センター、所管4警察署、教育委員会その他の関係者で構成する「文京区教育委員会いじめ問題対策協議会」を置く。所掌事項は次のとおりである。

- ・ 文京区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項
- ・ いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項の検討
- ・ その他いじめ問題対策協議会が必要と認めた事項

(2) 「文京区教育委員会いじめ問題対策委員会」の設置(要綱は別に定める)

(法第14条・第28条)

文京区教育委員会は、いじめによる「重大事態」及び同種の事態の発生の防止に資するため、学識経験者、教育センター心理職、スクールソーシャルワーカー、巣鴨少年センター関係職員、弁護士、精神科医などで構成する「文京区教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。

「文京区教育委員会いじめ問題対策委員会」の委員は、当該事案の関係者との直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない者の中から文京区教育委員会が人選し、依頼することにより、公平性・中立性を確保する。

「文京区教育委員会いじめ問題対策委員会」は、質問票の使用その他の適切な方法により、上記「6 重大事態への対処」で実施する調査の「文京区教育委員会が調査主体となる場合」において、当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その調査結果を文京区教育委員会に報告する。

(3) いじめの防止等に関する具体的な取組

文京区教育委員会は、次に挙げる取組等を通じて各学校を支援するとともに、いじめの防止等を効果的に推進していく。

① 学校におけるいじめの防止（法第15条）

- ・ 思いやりの心や、児童・生徒一人一人がかけがえの無い存在であること、命の大切さ等について、道徳や学級活動での指導を通して育むことを推進する。
- ・ 道徳授業地区公開講座を活用し、道徳教育を推進する。
- ・ 児童会・生徒会活動による「いじめ防止等に向けた取組」を推進する。
- ・ 保護者向け啓発資料や研修会、講演会等を活用し、いじめの防止に向けた啓発を行う。
- ・ 「いのちと心のアサーションプログラム」を各学校で実施し、自他の生命を尊重する心を育み、自尊感情や自己肯定感を高めることで、生命にかかわる重大な事故やいじめ・不登校の未然防止を図る。

② 相談体制の整備（法第16条）

- ・ 各校に設置されている教育相談室及び配置されているスクールカウンセラーについて周知し、教育相談の利用を促進する。
- ・ 文京区いじめ調査を実施し、各校でアンケート調査を行う。（7月・12月・3月）
- ・ 学期始めや夏季休業中の生活面談、個人面談等により、各校で児童・生徒（又はその保護者）からいじめについての聞き取り調査を実施する。
- ・ 東京都教育委員会の「ふれあい月間（6月・11月・2月）」を活用し、各校で実態把握調査を行う。

③ 関係機関等と連携した取組の推進（法第17条）

- ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーのいじめの問題解決への関与を進め、子ども家庭支援センターや主任児童委員などの関係機関との連携を促進する。
- ・ 「文京区教育委員会いじめ問題対策協議会」を設置し、いじめの防止等に関する関係機関の日常的な連携を進める。

④ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等（法第18条）

- ・ 道徳授業地区公開講座を活用し、道徳教育を推進する。
- ・ 文京区の「いのちと人権を考える月間（5月・12月）」において取組の充実を推進する。
- ・ いじめの防止に関わる文京区教育委員会主催の研修会を実施し、教職員の人権意識及び指導力の向上を図る。
- ・ 職層別等の研修会において、いじめの問題への対応について「人権教育プログラム（学校教育編；東京都教育委員会）」やいじめの問題に関係する資料を活用した指導・助言を行い、管理職及び教職員の資質向上を図る。

⑤ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第19条）

- ・ セーフティ教室や安全指導の時間、道徳及び関係教科等の授業を活用し、全校で情報モラル教育が計画的に実施されるよう周知する。
- ・ インターネットを通じていじめが行われた場合、当該いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）」第4条第1項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めていく。

⑥ 発達障害のある子ども等へのいじめ防止に向けた取組

- ・アスペルガー症候群、ADHDなどの発達障害のある子どもに対するからかい等から、いじめへの発展を防止するため、また、教職員の障害特性の理解や具体的かかわりの共通認識を促すため、特別支援教育コーディネーター研修等の職層研修を活用し、教職員の資質・能力の向上を図る。

⑦ 啓発活動（法第21条）

- ・ セーフティ教室や安全指導の時間、道徳及び関係教科等の授業を活用し、全校で情報モラル教育が計画的に実施されるよう周知する。
- ・ 道徳授業地区公開講座を活用し、道徳教育を推進する。

⑧ 文京区による措置（法第24条）

- ・ 文京区立学校からのいじめの報告を受けたときは、学校に対し必要な支援を行う。
- ・ 文京区立学校からのいじめの報告を受けたときは、必要に応じて文京区教育委員会いじめ問題対策委員会による調査を行う。

8 付則

- (1) この基本方針の施行に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。
- (2) この基本方針は、平成26年10月1日から施行する。

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

- ① 「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が必要である。全ての児童・生徒を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動である。
- ② いじめを受けた者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、いじめを行わせないという意味での未然防止策が必要である。
- ③ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童・生徒に徹底させること。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されないという認識、また、いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童・生徒にしっかり定着させる。
- ④ 学校教育活動全体を通して、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼関係の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について、児童・生徒が心から価値意識を感じるよう適切に指導すること。特に、学級（ホームルーム）経営、人権教育、道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。
また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を行う。
- ⑤ 学級（ホームルーム）活動や児童会・生徒会活動などの場を活用して、児童・生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、行動できるようになるよう、主体的に取り組む教育活動を行う。

(2) いじめの未然防止に向けた手だて**① 学級経営の充実**

児童・生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、障害・国籍・疾病等による差別心をもたず、互いを認め合う学級を作る。

児童・生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。正しい言葉遣いのできる集団を育てる。いじめの大半は言葉によるものであるため、人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導を行う。例)「キモイ」「ウザイ」「死ね」

年度初めに学級のルールや規範を定め、児童・生徒が守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。

定期的に行う生活アンケートや各種学力調査における質問紙調査の結果、児童・生徒の欠席・遅刻・早退の回数、普段と異なる表情や体調不良等から実態を把握し、変化の兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。学級担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもって進める。

② 人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

子どもたちの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流に資する能力を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、子どもたちが、互いの人格を尊重し、思いやりの心をもってほかの人と関わることができるようにするため、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解するとともに、学校として人権教育を組織的・計画的に進める。

5月と12月に設定した「いのちと人権を考える月間」において人権教育や生命尊重教育に重点的に取り組み、すべての区立幼稚園、小・中学校において自尊感情や自己肯定感を高め、自分や他者の命、人権を大切にすることを育てる具体的な取組を行い、人権教育や生命尊重教育の推進を図る。

特に、発達障害を含む障害がある子ども、LGBTや性的指向・性自認に係る子ども、東日本大震災により被災した子ども等、人権上の配慮が必要な子どもについては、当該の子どもの特性を踏まえ、日常的に保護者と連携しながら、ほかの子どもに対して適切な指導を行う。さらに、子どもたちの規範意識を育むため、教科、道徳科、特別活動や組織的な生活指導を通して、決まりやルールについての理解を深め、それらを守ろうとする態度を身に付けさせる。

③ 自己肯定感や自尊感情を高める指導

学校や学級が、子どもにとって自分が必要とされていると実感でき、自己肯定感をもてる場にするため、教職員は、異年齢交流活動など、一人一人の子どもが活躍できる場や機会を意図的に設定する（居場所づくり）。それらの機会を通して、子どもたち同士が、心の結び付きや信頼感を深めるとともに、主体的な学び合いを進める。自尊感情を高めることができるようにする（絆づくり）。

④ 授業中における児童・生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・「楽しい授業」「分かる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- ・発言や集団への関わりに消極的な児童・生徒もいるため、教師が適切に支援を行い、満足感や達成感、連帯感をもてるように配慮する。
- ・教科担任として、自らの授業づくりの在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもって進める。
- ・授業のユニバーサルデザイン化5つの視点「構造化」「視覚化」「焦点化」「共有化」「意欲化」を活用した授業を展開する。

⑤ 道徳授業の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。

- ・いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫
- ・発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童・生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換
- ・いじめの防止や安全の確保等に資する工夫
- ・家庭や地域社会との共通理解及び相互の連携
- ・「東京都道徳教材集」、「文京区にゆかりのある人物の教材」等の活用
- ・道徳授業地区公開講座の充実（意見交換会のもち方等の工夫）

⑥ 学級活動の充実

- ・話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター(※1)のプログラムやピア・サポート、ピア・カウンセリング等(※2)を活用し、社会性を育てる。
- ・アサーション・トレーニング(※3)やソーシャル・スキルトレーニング(※4)等を活用し、人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を身に付けさせる。

⑦ 学校行事の工夫

児童・生徒が取り組むことを通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られるような企画や工夫を行う。

⑧ 児童会活動や生徒会活動の工夫

児童・生徒が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう、児童会や生徒会活動を活用する。

⑨ ソーシャルスキル・トレーニング(※4)「アサーション・トレーニング」(※3)

児童・生徒が、かけがえのない命を大切にする心を育み、伝え合う力を高め、望ましい人間関係をつくる力を身に付け、生きることの素晴らしさを、教育活動を通じて実感できるようにすることは重要なことである。ソーシャルスキル・トレーニングを学ぶことを通じて、いじめや暴力行為の一因である攻撃的な表現が、アサーティブに変わることによって、豊かな人間関係を育むとともに、不登校やいじめ、問題行動等を未然に防ぐための手立てにもなる。

また、児童・生徒が自分の気持ちや考えを表現でき、自分の感情をコントロールできるようになることは、いじめや不登校、生命にかかわる重大な事故の早期発見・予防につながり児童・生徒の生活指導上の課題の解決にもつながる。

⑩ 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施

子どもがいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚できるようにするため、必要に応じて、弁護士や行政書士等を講師として招き、「いじめ防止授業」を実施する。具体的には、弁護士会が実施している「法教育プログラム」や、行政書士会が実施している法教育の出前授業などを活用する。

【参考】 ○ いじめ防止教材「STOP!いじめⅡ 見つめよう考えよう」

(DVD) 平成27年3月

⑪ 子どもと教職員の信頼関係の構築

子どもにとって、いじめを受けたりいじめが行われているのを見たり聞いたりしたときに、躊躇なく教職員に相談したり報告したりできるようにする。そのために、学校教育相談体制を構築する前提として、一人一人の教職員が自分自身の言動に十分留意しつつ、日常から子どもとのコミュニケーションを十分に図るとともに、子どもの訴えを受容的・共感的に聴く姿勢を大切にする。そうした関わりを通して、学校全体に、子どもと教職員が信頼関係で結ばれた温かい雰囲気を醸成し、子どもが不安や悩みを乗り越えて、安心して生活できるようにする。

⑫ 子どもたちの主体的に行動しようとする意識や態度の育成

教職員が率先して子どもの良さを発見し、その良さが集団の中でどのように役立っているかを他の子どもに伝えるなどするとともに、学級活動等を通して、子どもたち同士が互いの良さを認め合い、信頼を高めることができる取組を工夫して行う。

児童会や生徒会が主催する異年齢交流などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら活動することを通して、子どもたち相互の共感的な人間関係が築かれるとともに、上級生の自己肯定感を育み、自尊感情が高められるようにする。

⑬ 生命尊重やいじめ防止を目的とした強化月間等における取組の充実

東京都及び文京区において設定されている強化月間等を活用し、学校全体や学年・学級単位で生命や人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取組を具体的にを行う。

- (具体例)・「ふれあい(いじめ防止強化)月間」(東京都)・・・6月、11月
- ・「いのちと人権を考える月間」(文京区)・・・5月、12月
- ・「いのちと心の授業」(文京区)・・・各校で実施時期を決定

⑭ 情報モラル教育の充実

パソコン、携帯電話を使って、意図的または無自覚にいじめを行う者やいじめを受ける者になるケースがある。情報教育授業のほか、道徳、学級活動などの中で関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。

⑮ 発達障害のある子ども等へのいじめを防ぐ

アスペルガー症候群、ADHDなどの発達障害のある子どもに対するからかい等から、いじめへの発展を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職を交えて、教職員間で障害特性の理解や具体的かかわりの共通認識をもとに、周りの児童生徒への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

- ※1 リーダーの指示した課題をグループで行い、そのときの気持ちを率直に語り合い、「心と心のキャッチボール」を通して、徐々に本音を表現し合い、それを互いに認め合う体験を深めていくこと。
- ※2 児童・生徒同士の相談相手(ピア・カウンセラー)や相談相手まではいかなくても支えたり、励ましたりする仲間を児童・生徒の中で作る取組。
- ※3 自分の考え、欲求、気持ちなどを率直に、正直に、その場の状況にあった適切な方法で述べ、自分も相手も大切に自己表現の訓練。
- ※4 困難を抱える状況の総体を「ソーシャルスキル」と呼ばれるコミュニケーション技術の側面からとらえ、そのような技術を向上させることによって困難さを解決しようとする技法。

(3) 教職員の意識向上と組織的対応

① 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解とPDCAサイクルによる取組

「学校いじめ防止基本方針」が、自校の実情に応じた実効性のある内容になっているか、教職員がその内容を十分に理解し、共通実践が図られているかなどについて、絶えず検証し、改善を図っていく。特に、年度末には、学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDCAサイクルの中で検証し、次年度に向けて「基本方針」を改訂する。その際、年度当初等に、「学校いじめ防止基本方針」の取組状況を検証する視点から、アンケート、個人面談、校内研修、「いじめに関する授業」、及びその他の学校独自の取組等について、適切に達成目標を設定しておく。なお、いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識が必要であることから、いじめの認知件数の多寡をもって、学校の取組の適否を評価することがあってはならない。

② 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化

「学校いじめ対策委員会」のメンバーと役割を明確にするとともに、一人一人の教職員が子どもの気になる様子や子ども同士のトラブル等に気付いた場合、どのような手順や方法で、この委員会に報告するかを図式化して示すなどして、教職員はもとより、子どもや保護者がその役割を理解できるようにする。また、メンバーには、いじめ防止対策推進法の規定を踏まえて、必ずスクールカウンセラーを加え、その役割を明らかにする。

委員会は、スクールカウンセラーの勤務日に合わせるなどして、定期的な会議を行い、いじめやいじめの疑いのある事例について情報を共有したり、各事案への対応方法を協議したりする。さらに、委員会は、「学校いじめ防止基本方針」を踏まえて、「いじめ問題への対応年間取組計画」、全教職員及び保護者等に周知する。

③ いじめに関する研修の実施

全ての所属職員が、「いじめ」の定義をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを徹底させる。また、子どもの様子から軽微な段階でいじめに気付くことができるようにするなど、教職員の対応力向上を図っていく。上記の趣旨を踏まえ、全ての学校において、いじめ対応に関する校内研修を実施する。校長は、この研修を通して、所属教職員一人一人が、「チェックリスト」を活用して自分の取組を振り返り、改善を図ることができるよう適切な助言を行う。

(1) いじめを発見する手立て**① 教員と児童・生徒との日常の交流を通しての発見**

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教員から声を掛け様子を伺う。

② 複数の教員の目による発見

- ・多くの教員が様々な教育活動を通して子どもたちに関わることにより、発見の機会を多くする。(教科担当(専科担当)教員、部活動顧問教員等)
- ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりすることも気になる場面の発見につながる。
- ・教員がいない場所ほどいじめが起りやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を積極的に行うことも、発見を容易にする。

③ アンケート調査の実施と分析

いじめのみならず、子どもが抱える諸問題の背景等を多面的に把握するため、「学校は楽しいか」、「体調や精神状況はどうか」、「学習の定着や進路に不安はないか」、「家庭や校外での生活に満足しているか」、「人間関係での悩みはないか」等に関して、アンケート形式による「生活意識調査」等を定期的実施する。この調査の実施に際しては、「いじめ発見のためのアンケート」を兼ねて行ったり、教員による「いじめ発見チェックシート」と同時に行ったりすることにより、一層の効果を高められるよう工夫する。いじめやいじめの疑いのある状況を認知するための重要な参考資料の一つとするため、全ての学校で各学期に1回以上、子どもを対象にアンケートを実施する。具体的な実施方法や質問項目は、子どもの実態(発達の段階、教職員との関係、学級や学年等における人間関係、いじめに対する意識や主体的な取組の状況等)を踏まえ、学校や学年ごとに、記名式無記名式など最も効果的な方法を検討して、実施する。

文京区立学校においては、当該アンケートの保存期間を、アンケート回答者が在席する学校を卒業する年度の終わりまでとする(転出した場合も同様)。ただし、重大な案件に関するものについては、学校長の判断でアンケート回答者が卒業してからも1年間保管する。

- ・いじめも含めた「生活アンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組む。
- ・アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効である。
- ・児童・生徒の人間関係に変化が表れる時期(新年度や長期休業明け等)や、学年末でクラス替えに伴う人間関係上の不安を感じる時期に実施することも有効である。

④ 教育相談を通じた実態把握

- ・定期的な生活面談や進路面談を実施するとともに、児童・生徒が希望をする時には面談ができる体制を整えておく。
- ・面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場から助言を得る。

⑤ 学級内の人間関係を客観的に把握

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。担任の思い込みを避けるためには、教師の間の情報交換や各種調査による点検も必要である。

⑥ 教職員のいじめの定義に対する共通理解の促進

校内研修等の機会を通して、全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階で、いじめに気付くことができるようにする。そして、「加害の子どもがいじめを意図して行っていない行為」、「偶発的な行為」、「継続性がない行為」、「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって、いじめを確実に認知する必要がある。

以下の手続きを基本として、学校としていじめを認知する。

- 1) 一人一人の教職員が、気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。
- 2) 「学校いじめ対策委員会」は、委員会のメンバーでもある校長の指示の下に、教職員から報告があった全ての事例について事実確認の方策について協議する。
- 3) 教職員は、「学校いじめ対策委員会」の協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告する。
- 4) 「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。⇒ いじめの認知

上記の、手続きが遅滞なく行われるようにするため、教職員の構成や規模等の学校の実態に応じて、学校として基本となる報告の流れ（マニュアル）を決めておく。なお、軽微と考えられるいじめについては、マニュアルの手続きを簡略化し、学級担任等が対応後に報告することや、上記の3及び4については、状況等に応じて、校長が直接指示又は判断することも考えられる。「学校いじめ対策委員会」がいじめを認知するに当たっては、一人一人の児童・生徒の状況から、「この子どもは苦痛に感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断する。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、子どもが感じる苦痛に着目して、背景にある事情を確認し、いじめに該当するかを判断しなければならない。また、行為を受けた子どもが苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することが必要である。

(2) いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ① 「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」ことであると日頃から指導し、浸透させる。
- ② 学校における「いじめ相談」への対応について家庭や地域に周知する。
(例) ・担任はもとより、養護教諭他、誰でも話しやすい教職員に伝えてよい。
・意見箱や悩み相談箱の利用（管理の徹底を約束する）。
・スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法を周知する。
・学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを周知する。
- ③ 関係機関（いじめ相談室、電話相談等）へのいじめの訴えや相談方法を児童・生徒、家庭、地域に周知する。

- ・文京区教育委員会作成の関係相談窓口資料を配布、掲示等により周知を図る。
- ・相談カード等を配布後も、児童・生徒が必要な時に直ぐに手に取ることができるように予備を校内におく等、気軽に相談活動ができるよう工夫する。

④ 匿名による訴えへの対応

匿名で訴えたい気持ちに理解を示し、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応を行うことを周知する。

⑤ 学校教育相談体制の構築と子どもや保護者への周知、スクールカウンセラーによる全員面接

スクールカウンセラーからの助言等を通して、全ての教職員が教育相談の技能を身に付け、子どもの悩みや不安に対して、適切に相談に応じられるようにする。そして、学校は子どもや保護者に、いつでも全ての教職員が相談に応じられることを繰り返し伝える。また、スクールカウンセラーへの相談申込みの方法を、子どもたちに周知・徹底する。さらに、相談内容については、秘密を守って対応することを伝える。特に、思春期の子どもにあっては、相談したことを他の子どもには知られたくないという気持ちが強いことを考慮し、日頃から「教職員への相談については秘密を守る」ことを明確にする。実際の相談内容について、教職員間で適切に情報を共有し、相談者が学校に対して不信感をもつことのないよう配慮して対応する。上記の相談体制、方法等について、学校内に、分かりやすく掲示しておく。

子どもが躊躇することなく、スクールカウンセラーに相談できる環境を作るため、いじめの認知件数が増加する傾向にある小学校5年生、中学校1年生を対象に、年度当初に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。全員面接が効率的かつ効果的に実施されるよう、事前に子どもに対してアンケートを実施し、その記載を確認しながら面接を行うなどの工夫について、学校の実態に応じて、スクールカウンセラーを含む「学校いじめ対策委員会」で実施方法を協議する。教職員は、全員面接の事前や事後の指導を通して、子どもが、いじめを含め悩みや不安がある場合に、いつでも「スクールカウンセラーに相談しよう」と思えるよう、意識の啓発を図る。

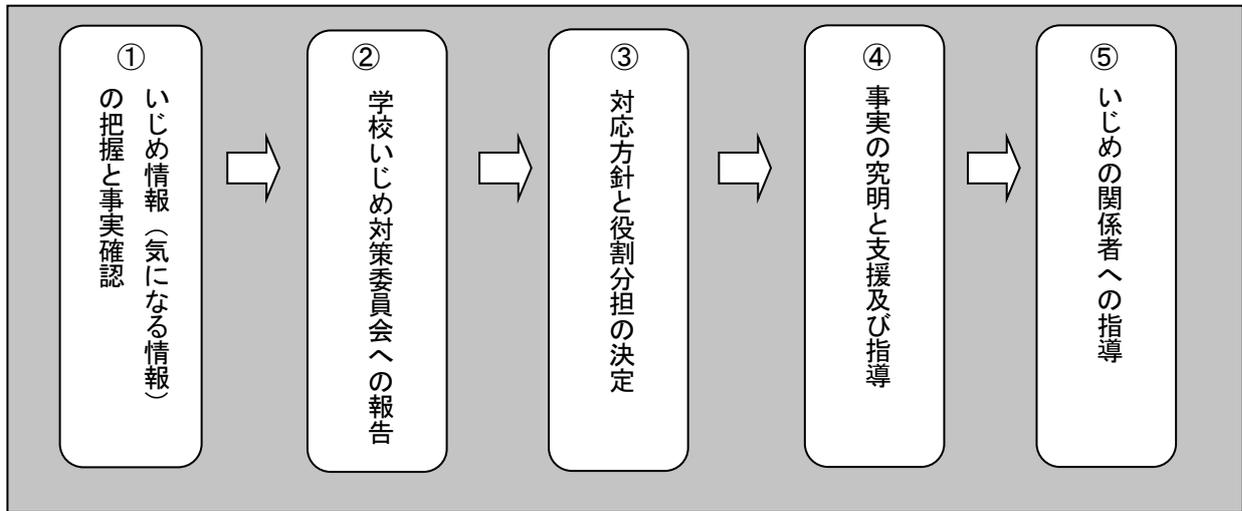
(3) 保護者や地域等からの情報提供

- ① 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者、地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。
 - ・保護者への協力依頼
 - ・育成室、児童館との相互連携
 - ・地域（民生児童委員・主任児童委員、学校地域支援本部等）への協力依頼
- ② 保護者が児童・生徒の変化を読み取れるよう「チェックリスト」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

3

いじめの発見から解決まで

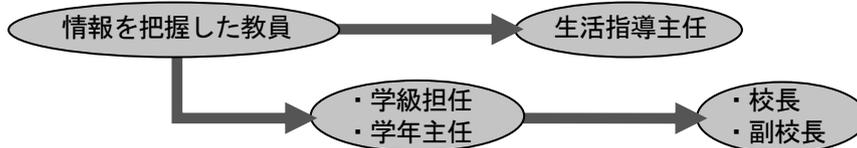
(1) 発見から指導、組織的対応



① いじめ情報（気になる情報）の把握と事実確認

情報の把握

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・アンケート調査への回答
- ・連絡帳やノート、授業プリント等から気になる言葉を発見
- ・児童・生徒や保護者からの訴え
- ・他の教員からの情報提供



事実確認

- ・事実の有無や内容の真偽について当該児童・生徒、関係児童・生徒への確認
- ・生活指導主任や管理職への報告や学校としての組織対応と同時進行で実施

留意点

- ・把握した教員一人で解決しようとしなない。
- ・関係児童・生徒の担当教員の指導力が否定されるととらえ、報告がされない、または遅れることがないようにする。

② 学校いじめ対策委員会への報告の実施

事案に応じて柔軟にチームを編成する。(p. 23 「いじめ対策会議の各校設置 (例)」より)

学級内でのいじめを想定

学年主任 学級担任
 当該学年教員 スクールカウンセラー
 生活指導主任

部活動でのいじめを想定

学年主任 学級担任
 部活動顧問教員 スクールカウンセラー
 生活指導主任

③ 対応方針と役割分担の決定

1) 情報の整理

- ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者等、周囲の児童・生徒の様子（学級・部活動等）

2) 対応方針

- ・緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
（聴取は2名体制等が望ましいが、児童・生徒の事情も考慮する）

3) 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の児童生徒と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

④ 事実の究明と支援及び指導

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、いじめを受けた者、周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)、いじめを行った者の順に行う。

また、徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応を心掛ける。

事情聴取の際の留意事項

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や児童・生徒の様子により当該者を自宅まで送り届けるなど配慮する。

事情聴取の段階ではないこと

- いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- 注意、叱責、説教だけで終わること。
- 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底

以下の手続きを基本として、学校としていじめを認知する。

- ① 一人一人の教職員が、気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。

- ② 「学校いじめ対策委員会」は、委員会のメンバーでもある校長の指示の下に、教職員から報告があった全ての事例について事実確認の方策について協議する。
- ③ 教職員は、「学校いじめ対策委員会」の協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告する。
- ④ 「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。⇒ いじめの認知

上記の、手続きが遅滞なく行われるようにするため、教職員の構成や規模等の学校の 実態に応じて、学校として基本となる報告の流れ(マニュアル)を決めておく。

なお、軽微と考えられるいじめについては、マニュアルの手続きを簡略化し、学級担任等が対応後に報告することや、上記の2及び3については、状況等に応じて、校長が直接指示又は判断することも考えられる。

「学校いじめ対策委員会」がいじめを認知するに当たっては、一人一人の児童・生徒 の状況から、「この子供は苦痛に感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断する。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、子供が感じる苦痛に着目して、背景にある事情を確認し、いじめに該当するかを判断しなければならない。

また、行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権 意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することが必要である。

⑤ いじめの関係者への指導

いじめを受けている子どもが、学校が対応を始めたことにより、その後は被害を受けずに済むようにする。特に、暴力を伴ういじめを受けていた場合は、授業中や休み時間に、複数の教職員が目を離さずに観察を行ったり、子どもや保護者の意向を踏まえ、必要に応じて、登下校時に教職員等が付き添ったりして、確実に安全を確保する。加害の子どもが、教職員がいじめへの対応を行っていると感じたことにより、暴力などの行為をエスカレートさせることもあることに留意し、被害の子どもに寄り添い、教職員全体で断固として、被害の子どもを守り抜く姿勢を明確にする。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスや不安を解消するため、保護者との共通理解の下に、スクールカウンセラーとの面談等により、心のケアを行う。なお、暴力を伴わないいじめについては、被害の子どもが感じている精神的苦痛に応じて対応を行う。その際、加害の子どもが、必ずしも重大性が高いとは限らないことに配慮し、加害の子どもに対して、一律に厳格な指導を行うような一面的な対応に終わることのないようにする。

暴力を伴ういじめや重大性の高いいじめについては、加害の子どもに対して、いじめをやめさせ再発を防止するため、「学校いじめ対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、教職員による単発的な指導にとどまらない組織的・継続的な指導を行う。その際、状況に応じて、スクールカウンセラーが加害の子どもの話を聴き、発達の課題や家庭の環境等を含め、いじめの行為を行う背景に配慮しながら、指導の充実を図る。また、加害の子どもの保護者と連携して、家庭での指導を依頼する。保護者が、自分の子どもの指導に悩んだり、指導することが困難になったりしている場合などには、保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、心理的な面や福祉的な面からの支援を行う。なお、暴力を伴わない言動や重大性の低い行為に対して、被害の子どもが精神的な苦痛を感じている場合は、加害の子どもに、相手が苦痛を感じていることを理解させた上で、適切な相手との関わり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。その際、加害の子どもに保護者には、学校に対して不信感を生じさせないように、事前に指導方針を丁寧に説明するなどして、十分に理解を得る。

ア いじめを受けている児童・生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。 ・子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・担任を中心に、児童・生徒が話しやすい教員等が対応する。 ・いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・時間や場を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。 ・学校は、いじめを行う児童・生徒を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。 ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童・生徒のよさや優れているところを認め、励ます。 ・いじめを行う児童・生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。 ・学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師等の連絡先、または相談機関の連絡先を教えておく。 ・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。 ・いじめ問題が原因で、当該児童・生徒やその保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的にを行い、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止の取組について理解を促す。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳や生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

イ いじめを行った児童・生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。 ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
指導	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・自分がいじめを行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁等を許さない。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。 ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。 ・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている児童・生徒を守るために、いじめを行った児童・生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策を取ることも必要である。 ・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、教育委員会や保護者間で十分な共通理解、及び連携を図る。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳や生活ノート、面談などを通して、教員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。 ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

ウ 傍観したり周囲にいたりした児童・生徒への対応

基本的な指導	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。 ・いじめの問題に、教員が児童・生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。 ・いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている児童・生徒を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。

指導	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者である事実を受け止めさせる。 ・いじめを受けた児童・生徒は、傍観したり周囲にいた児童・生徒の態度をどのように感じていたかを考えさせる。 ・これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。 ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。 ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
観察等 経過	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。 ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

⑥ 解消の確認

いじめへの対応に当たっては、「仲直りした。」「謝罪が済んだ。」「楽しそうに会話する姿が見られるようになった。」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の子どもへの対応を終えてしまうことがあってはならない。当該の子どもの様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続する。なお、いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、少なくとも、以下に示す2つの条件が満たされていることを含め、「学校いじめ対策委員会」が子どもの状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

学校におけるいじめの防止等に関する措置

1) いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

2) 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

⑦ 被害及び加害の子ども保護者の理解に基づく対応

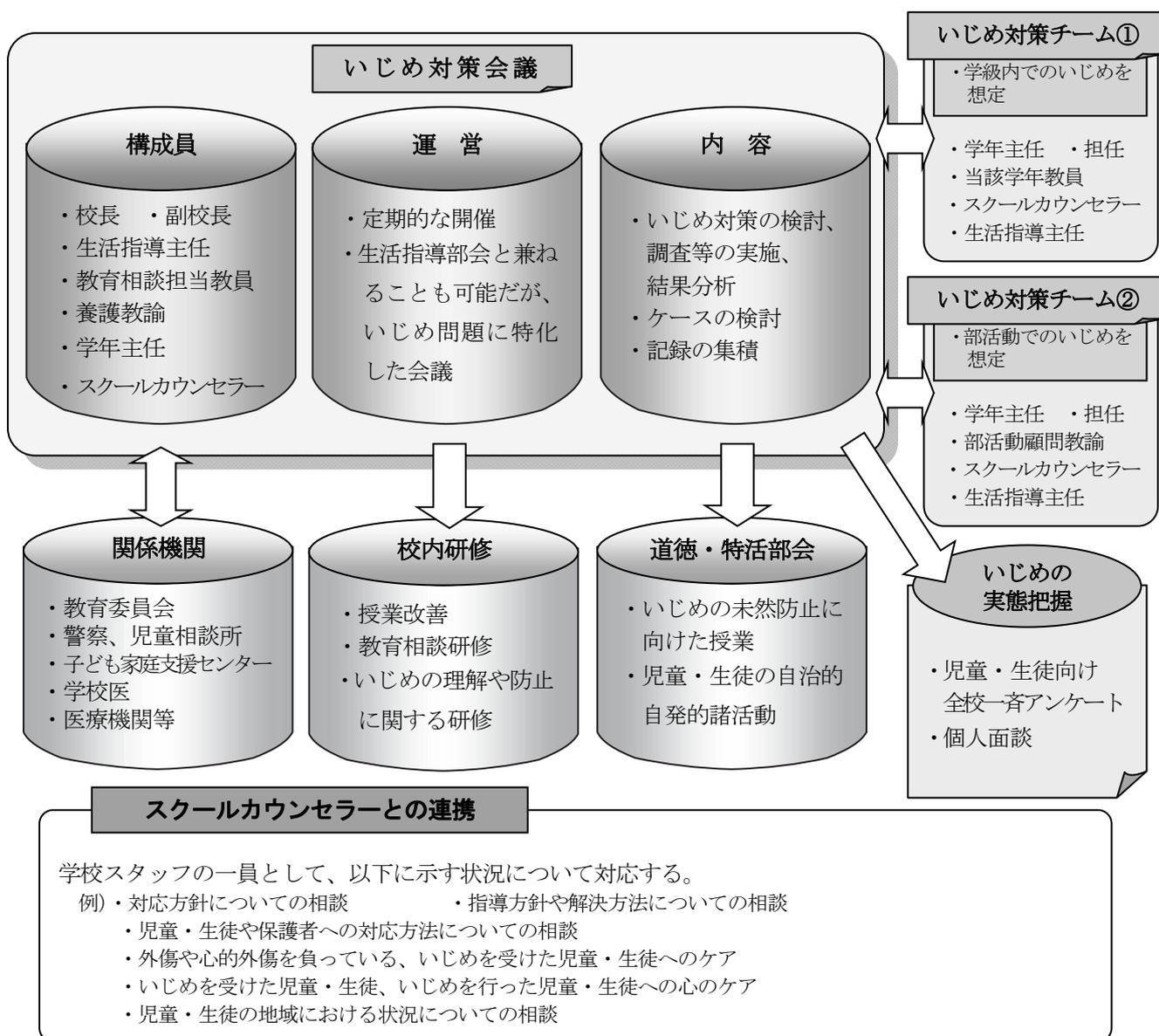
いじめが、力の強い者から弱い者への一方的な行為に限定されないことや、過去に被害と加害の子どもが逆の状況があったことなどから、被害の子どもの保護者と加害の子どもの保護者の思いにずれが生じ、スムーズな対応に至らないことがある。これを避けるため、学校は、子どもへの対応に先立って、両保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指して、組織的に対応していくことについて理解を得る。その際、加害の子どもや保護者が、被害の子どもや保護者に表面的に謝罪して、解決を図らせるような一面的な対応をしない。可能な限り、学級担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの子どもにとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定することが重要である。

(2) いじめ問題への組織的な対応の基本的な考え方

担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応することが原則である。そのために、以下について校内で共通理解を図ること。

- ① いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止に向けて、チームで対応することを原則とする。
- ② いじめ対策に同一步調で取り組む組織（対策会議や校内委員会）やルールを作る。
- ③ 各学級で起きていることを校内報告会等で共有化して、担任を学校全体でフォローする。
- ④ 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。
 （問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」を指す。）
- ⑤ 時系列に沿って、経過の記録を残しておくこと。

(3) 学校いじめ対策委員会の設置(例)



(4) いじめ対策担当の設置

いじめ問題について、組織的に対応するための分掌であり、生活指導主任が兼ねることも可能だが、いじめ対策に特化した業務を明らかにしておく必要がある。

業務内容（例）

- ① 校長の命を受け、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ② いじめ対策の校内全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ③ いじめ対策会議の運営と、会議結果の全教職員への周知を行い、いじめ問題の「可視化」を推進する。
- ④ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーや相談員との連絡調整を行う。
- ⑤ ケース記録の集積と引き継ぎを行う。

(5) いじめの発見、報告体制等のシステム化

システム化しておくべきこと

- ① いじめを発見した時の報告体制
- ② いじめ発見のための実態調査の方法（アンケートや教育相談等の実施時期及び内容）
- ③ いじめの指導記録（p. 41 参照）の共通化
- ④ 情報の可視化→情報の共有化→問題への意識化→解決に向けた協働体制の確立
- ⑤ いじめ問題の確実な引き継ぎ→いじめの再発防止→子どもを守る
- ⑥ 記録から見える課題の把握→いじめの発生しやすい時期、集団、人間関係、きっかけ、場所等

(6) いじめ認知件数についての考え方

いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩であることから、件数の多寡が問題ではなく、正確な実態把握と認知後の対応が重要である。

(7) スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、その他専門機関の活用

【未然防止の取組】

- ① 教員とは別の枠組み、人間関係で相談ができる臨床心理の専門家としてのSCの役割を明示し、児童生徒に対して相談室の利用の周知を図る。
- ② 相談室は、児童生徒が相談しやすい場所、相談しやすい雰囲気等について配慮する。
- ③ SCが校内委員会などに参加し、教員、養護教諭、生活指導主任などとの連携、情報共有を図る。
- ④ 日常的に教員と情報交換をしたり、教員がSCから専門的な助言を得られやすくするため、職員室にSCの机を置くなどの学校運営上の環境づくりに努める。
- ⑤ グループ・エンカウンター、ストレスマネジメント教育、ピア・サポート、ソーシャル・スキ

ル・トレーニング、PTA研修会の講師など、SCの専門性を積極的に活用して予防的対応に取り組む。

【解決に向けた取組】

- ① SCとSSWは、いじめに関係する児童生徒への相談助言等を行い、またその置かれた環境を調整するなど、解決に向けて心理面及び環境面で連携した取組を行う。
- ② SCは、いじめを受けた者に対する迅速な心のケアを行うとともに、いじめを行った者に対して学校の指導と合わせて心理的サポートを行う。
また学級全体に対しても心理面のサポートを行う。
- ③ SSWは、いじめの当事者である児童・生徒について、必要に応じて、教室内での行動観察や教職員に対する助言等を行うほか、保護者とともに環境要因の改善を図る。
- ④ SSWは、いじめが原因で不登校になった児童・生徒について、家庭や学校における環境要因の改善を図りながら、学校復帰を支援する。
- ⑤ 家庭環境等に課題がある場合については、学校サポートチームやSSWと連携するほか、必要に応じて子ども家庭支援センター等、外部の専門機関と連携して、児童・生徒のおかれた環境の改善を図る。

(8) 保護者との連携

① いじめを受けた児童・生徒の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・いじめを受けた児童・生徒を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童・生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った児童・生徒の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

保護者の不信をかう対応

- 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
→ 事実を調べ、いじめがあれば児童・生徒を必ず守る旨を伝える。
- 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- 電話で簡単に対応する。

② いじめを行った児童・生徒の保護者との連携

- ・事情聴取後、児童・生徒を送り届けながら家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。
- ・いじめを受けた児童・生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と児童・生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

- ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童・生徒を思う信念を示し、理解を求める。

③ 保護者との日常的な連携

- ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

(9) 教育委員会への報告及び関係機関との連携

① 具体的な関係機関と連携を必要とする状況

深刻ないじめの解決に当たっては、「いじめ調査月別報告」とは別に、速やかに教育委員会へ報告（相談）する。

また、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠であるため、以下について校内で周知を図る。

連携を必要とする状況	関係機関	文京区教育委員会教育指導課	(教育相談コーディネーター) 文京区教育センター	(民生児童委員・主任児童委員) 福祉部福祉政策課	子ども家庭支援センター	文京区内警察署	東京都児童相談センター	単嶋少年センター	医療機関
・いじめの発見状況を報告		○	○						
・対応方針についての相談		○	○						
・指導方針や解決方法についての相談		○	○						
・児童・生徒や保護者への対応方法についての相談		○	○						
・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。						○	○	○	
・いじめを受けた児童・生徒が外傷や心的外傷を負っている。			○						○
・いじめを受けた児童・生徒、いじめを行った児童・生徒への心のケアが必要である。			○						○
・児童・生徒の地域における状況についての相談			○	○					
・保護者と学校に対立がある場合		○							
・いじめを行った者、いじめを受けた者の家庭環境など外的要因がある場合			○		○				

② 重大性・緊急性に応じたいじめ認知時の報告（(10)を参照）

いじめ防止対策推進法では、学校において、子どもがいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実を確認するとともに、その結果を所管教育委員会に報告することが義務付けられている。学校は、文京区教育委員会が定めた様式や方法に従い、いじめの発生を迅速に報告しなければならない。一方で、「いじめ」の定義は、極めて広範であることから、子どもの日常の中で生じる全てのいじめについて、詳細な実態や対応経過を報告していくことは、現実的に困難であると推測される。報告のための文書作成に時間がとられることにより、軽微ないじめの認知を妨げるようなことがあっては本末転倒である。学校と教育委員会との間で、いじめの重大性や緊急性の度合いに応じて、例えば、件数のみを表に記入して報告する様式と、個人名を含めたいじめの状況や対応経過を報告する様式とを使い分けるなどの工夫もあり得る。学校として、どんな軽微ないじめも見逃さずに認知し対応することと、必要に応じて、教育委員会に支援を求めることができるよう適切に報告することを、両立させることが大切である。

(10) 重大事態への対処

学校の組織的対応にもかかわらず、重大事態に至ってしまう事例が起こり得る。重大事態の発生が確認された時点で、「いじめ防止対策推進法」の規定により、当該事態の対処に係る責任は、学校のみならず、文京区教育委員会や文京区長にまで及ぶことを十分に理解することが必要である。特に、学校の管理職は、迅速かつ正確に、事態発生の経緯を教育委員会に報告しなければならない。

① 教職員による「重大事態」の定義の確実な理解

年間1回以上、全教職員で、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と、この定義の解釈を示している「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。法第28条第1項の第1号に規定する「心身又は財産への重大な被害」については、いじめの行為に係る外形力の大きさや重大性の程度のみならず、いじめの行為を受けたことにより生じた被害の子どもの具体的状況に加えて、精神的苦痛の大きさ（不登校の状況を含む。）に鑑み、適切に判断する。同第二号に規定するいわゆる「不登校重大事態」については、少しでもいじめが疑われる状況があつて不登校に至った場合は、要因がほかにも考えられるとしても、重大事態の発生と捉えることが必要である。また、子どもや保護者から申立てがあつた場合は、必ず重大事態が発生したものとして、報告・調査に当たることを、共通理解しておく。調査の結果、いじめに該当する行為が確認されないこともあり得るが、調査をしないうちから、「いじめの結果ではない」などの結論を出すことは絶対にあつてはならない。

② 教育委員会と校長の協議による重大事態発生判断

文京区教育委員会は、いじめ防止対策推進法に規定された調査を開始するに当たり、文京区教育委員会における組織で調査を行うか、学校における組織で調査を行うかを決定する。教育委員会における組織で調査を行う場合は、区の規則等により常設された「いじめ問題対策委員会」等の組織を活用する。学校は、子どもからの聴き取りの日程の調整や聴き取りを行う子どもの保護者への事前説明など、同委員会による調査に全面的に協力する。学校における組織で調査を行う場合は、「学校いじめ対策委員会」を活用するが、事例ごとに必要に応じて、委員会の委

員以外の教職員、保護者代表、地域住民代表、関係機関の職員等を加えるなどして、組織のメンバーを確定させる。いずれの組織で調査を行う場合でも、いじめの存否に係る事実認定等が必要とされるときは、弁護士や警察OB等外部の専門家に、情報の分析を依頼することも検討する。なお、学校による調査を開始した後に、明らかになってきた事実や学校が置かれている状況の変化等に伴い、学校による調査から教育委員会による調査に切り替えて、引き続き調査を行うことなども考えられる。

③ 不登校重大事態における調査

いじめ防止対策推進法第28条第1項2号に該当するいわゆる「不登校重大事態」についての調査の実施に当たっては、平成28年3月に文部科学省が示した「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき、被害の子どもの学校復帰と再発防止を目的として、当該の子どもが欠席し始めた時点で、他の生徒への聴き取り等、調査の準備を開始する。

④ 被害の子どもの保護者に対する調査結果に関する情報提供

調査により明らかとなった事実関係（いつ、誰から、どのようにいじめが行われ、学校がどのように対応したかなど）について、適時・適切な方法で、被害の子どもやその保護者に説明する。これらの情報提供に当たっては、他の子どものプライバシーの保護等に配慮しつつも、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。調査終了時における説明では、被害の子どもやその保護者から、調査結果に対して理解を得られるよう努める。

⑤ 教育委員会及び区長への調査結果報告及び区長による再調査への協力

いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定により、区の長が、学校又は教育委員会の組織による調査結果について再調査を行うこととなったとき、学校及び教育委員会は、再調査の実施に全面的に協力する。

(11) SNS等によるいじめの対応

① SNS等によるいじめへの対応

子どもが、スマートフォン等からSNSを利用するためのアプリケーションを用いて行う通信の中で、誹謗中傷などのいじめに該当する行為を行わないよう指導するとともに、いじめを含めたトラブルや犯罪を回避できる判断力等を身に付けさせる。そのために、平成27年11月に、東京都教育委員会が策定した「SNS東京ルール」を踏まえて、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりに関する取組を行う。「学校ルール」については、同じ学級や同じ学年に所属する子ども同士が、話し合っ て自分たちが守るべきルールを決めることができるようにするとともに、そのルールを互いに守っていこうとする態度を育む指導を行う。また、「家庭ルール」については、各家庭において、保護者と子どもが話し合っ て、ルールを決めることができるよう、保護者に対して啓発を行う。

○文京区教育委員会の考え方

文京区教育委員会では、以下のことから、各学校にSNS学校ルールの作成を求めていくこととする。

- ・問題行動調査からはSNS利用に関して若干の課題が見られる。
- ・未然防止に向けて各学校におけるSNS学校ルールの作成の必要がある。
- ・各学校におけるこれまでの児童・生徒の自主的な取組を生かしていく。

② SNS学校ルールの内容

SNS学校ルールは次のような内容を参考とし、区の実態を踏まえて各学校の実態に応じて設定するものとする。また、ルールの数等については各学校の実態に応じて設定する。

< SNS学校ルールに含める内容例 >

- 1) スマートフォン等の利用時間に関するルール
- 2) フィルタリング等の機能活用に関するルール
- 3) 発信する内容や個人情報等の情報発信に関するルール
- 4) SNSの仕組みに対する正しい理解を推進するルール

③ 掲示板への誹謗・中傷

掲示板への誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではない。掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みが悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙される場合がある。

学校において

① 校内の指導体制

「ネット上のいじめ」の未然防止と早期発見には、指導資料の活用と、教職員の共通理解、組織的な指導体制の構築が必要である。

② 教育相談の充実

傾聴・共感的理解・受容などの教育相談の基本を大切にして、子どもからのサインや情報を確実にキャッチするよう心がける。

③ 発達段階に応じた指導・啓発

その場限りの対処療法的な対応では、表面上はいじめやインターネット上の書き込みが「解消」しても、本質的な「解決」には至っていないケースが多い。特に、中学校では「チェーンメール」「成りすまし」の問題が多く発生しているという実態がある。（「平成23年度インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書」平成24年3月東京都教育庁）

そのため、学校でも集会や学級指導などの時間に児童・生徒に対する啓発・指導の更なる充実が必要である。

リーフレットや啓発DVD等を利用したり、警察や専門機関と連携したセーフティ教室を開催したりするなど、「ネット上のいじめ」の危険性を含めた情報モラル教育を計画的に実施する。

（参考資料）【DVD教材；東京都教育委員会】

「正しく使おう！インターネット～ルールとマナー～」 「守ろう！インターネットのルールとマナー」

確認ポイント；インターネットの特殊性を踏まえて

- ・発信した情報は、多くの人にすぐ広まること
- ・匿名でも書き込みした人は、特定できること
- ・違法情報や有害情報含まれていること
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

④ PTAと連携した啓発活動

インターネットや携帯電話等の利用に関して、家庭でのルールをつくるよう啓発する。

（指導資料の活用、ファミリールール講座等）

保護者等に向けて

- ・保護者会等の機会をとらえ、以下について伝える。
- ① 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ② インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ③ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。
- ④ 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

④ 「ネット上のいじめ」が発見された場合の児童・生徒への対応

「ネット上のいじめ」が発見された場合、以下に留意して、児童・生徒への対応・指導を行っていく必要がある。

また、「ネット上のいじめ」を学校が把握した場合、教育委員会に報告する。(内容により、学校と連携し「いじめ対策委員会」他、関係組織による対応を行う場合もあるため。)

ネット上の不適切な書き込み等による被害の拡大を避けるために、直ちに削除する措置をとることが必要である。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

さらに、児童・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

※ プロバイダ…「インターネット・サービス・プロバイダ」の略称。インターネットを利用するユーザーに対して、ユーザーのコンピュータをインターネットへ接続するための手段をサービスとして提供する事業者のこと。

ア 事態の収拾

- ・ インターネット上に掲載されている実際の情報を確認するとともに、情報収集に努める。
- ・ 教育委員会に事態を報告し、警察等の関係諸機関と連携し対応する。
- ・ いじめにつながる情報や書き込み等の削除を要請する。

イ 被害児童・生徒への対応

- ・ スクールカウンセラー等を活用するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。
- ・ 毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援が大切である。「仕返しが怖い」「プライドを傷付けられたくない」「保護者に心配をかけたくない」などといった、被害を受けた児童・生徒の傷付いた心を支え、安心感や自分は安全だという気持ちをもたせるよう声掛けをし、話を聞く。
- ・ 学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組んで行くことが重要である。

ウ 加害児童・生徒への対応

- ・ 加害児童・生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要である。
- ・ 「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害児童・生徒に対するケアも行う必要がある場合がある。
- ・ 特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害児童・生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害児童生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されていることにも留意する。
- ・ 教師自らが絶対的な信頼の対象であることを児童・生徒にしっかり示す。その上で、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導を行う。

エ 全校児童・生徒への対応

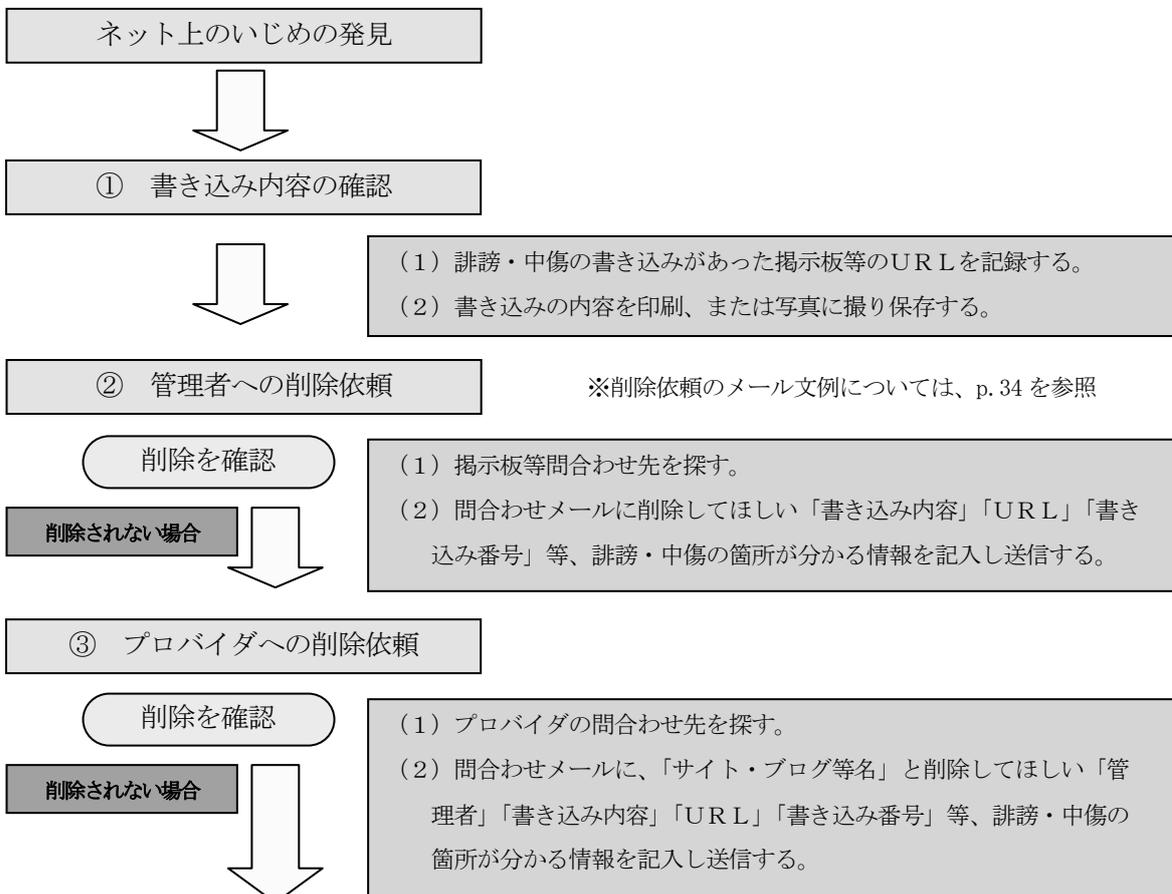
- ・ 前述の「確認ポイント」を全校児童・生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要である。
- ・ 掲示板やチェーンメール等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝える。
- ・ 児童・生徒への勇気付けを行い、解決に向けた取組を促す。

オ 保護者への対応

- ・ 被害児童・生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話し合いの機会をもち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めることが重要である。
- ・ 加害児童・生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行うことが必要である。
- ・ 必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要となる。

⑤ サイト等での誹謗・中傷の削除の手順

誹謗・中傷等の書き込みが、掲示板やブログ、プロフ等にあった場合は、被害が拡大しないように、次の手順で削除する必要がある。





困ったときの問合せ先

- ・ ネット被害の相談窓口

◆トラブル相談や対応事例等

東京都青少年・治安対策本部青少年課

こどものネット・ケータイのトラブル相談! 「こたエール」 03-3500-5181

月～金曜日 (午前9時～午後6時)、土曜日 (午前9時～午後5時)

<http://www.tokyohelpdesk.jp/> (メールでの相談は24時間受付) ※ホームページに事例や対応等、多数掲載

◆「ネット上のいじめ」に悩んだら

東京都教育相談センター・いじめ相談ホットライン

03-5331-8288 (24時間)

東京都人権プラザ

03-3871-0212

◆ネット犯罪に関する相談

警視庁サイバー犯罪対策課

03-3431-8109

◆出会い系サイトなどでトラブル、悩みがあったら

最寄りの警察署もしくは警視庁ヤングテレホンコーナー

03-3580-4970 (警視庁少年相談室)

◆プライバシーの侵害等、人権に関わる問題について

東京法務局

03-5213-1372

子どもの人権110番

0120-007-110

法律相談窓口

◆学校リスクマネジメント推進機構

文京区立小中学校で発生した保護者、区民との困難な交渉への支援

当該校における個別相談 (電話による相談)

03-3221-5657

※ 東京都教育委員会からの「学校非公式サイト等の監視結果」を受け、不適切な書き込み等が発見された場合は、文京区教育委員会から当該校へ情報提供を行う。

⑥ サイト等での誹謗・中傷の削除の手順

【参考】掲示板等の管理者・プロバイダへの削除依頼のメール文例

以下を参考にしながら、分かりやすく簡潔に書くようにする。その際には、削除が必要なURLや書き込みNo.、削除理由を記載する必要がある。

[件名] 【削除依頼】誹謗・中傷の書き込み

[本文]

- ・URL : http:// ~
- ・スレッド : http:// ~
- ・書き込みNo. :
- ・違反内容 : (具体的な書き込みの内容を記入する。)

[削除理由]

- ・(例) 上記掲示板に、個人を誹謗・中傷する書き込みがあり、当人が大変迷惑しています。更に書き込みが行われると、犯罪に発展する可能性もあります。
貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

サイトによっては、本人またはその保護者でないと削除要請を受け付けない場合がある。そのような場合は、以下のような委任状を提出することで削除要請が受けられる場合がある。

委 任 状

代理人住所 : _____
代理人連絡先 : _____
代理人氏名 : _____

学校の住所、電話番号、
学校長名

私は、上記の者を代理人と定め、貴社との削除依頼の手続きを委任いたします。

記

委任事項
「〇〇掲示板」に対する削除要請及びそれに伴って発生する（サイト運営者名）との手続き
平成〇〇年〇〇月〇〇日

委任者住所 : _____
委任者連絡先 : _____
委任者氏名 : _____
保護者氏名 : _____ 印

本人・保護者の住所、
電話番号、本人氏名、
保護者氏名

(1) いじめ問題に対応するための共通理解

職員会議や校内研修等で、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深めておくことが必要である。

- ① いじめの態様に関する認識が不十分であると、事態が軽視され、いじめが蔓延することもある。
- ② いじめの報告方法、指導方法に関する共通認識を図る。

(2) いじめ問題の対応に必要な教員の姿勢

- ① 人権意識を高めることが大切である。
- ② いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ③ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないとの認識に立ち、児童・生徒や保護者からの通報、他の教職員からの情報を真摯に受け止め対応する。
- ④ 自分が担当する学級、授業、部活動等の様子について、日頃から他の教員と情報交換する等、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。
- ⑤ 児童・生徒によっては、いじめを原因に自ら命を絶つことがある、という最悪の事態を想定し、日頃から教員やスクールカウンセラーに相談できる体制が確立されていることを周知したり、気になる児童・生徒には、教員から声を掛けたりする。

さらに、いじめ等、相談された内容については、解決に向け全力で取り組み、当該の児童・生徒を徹底して守る姿勢を伝え、安心感を与える。

(3) いじめと犯罪の関係についての認識

いじめは、当事者間の状況によっては司法機関と連携し、犯罪として対応する必要がある場合がある。「社会で許されない行為は学校の中でも許されない」との認識に立ち、児童・生徒が行ったいじめに対し適切に責任を取る必要があることを指導するとともに、保護者にも正しい理解を図る必要がある。

いじめが抵触する可能性がある刑罰法規例について

- | | | |
|-------------------|-------------|-------------|
| ・強制わいせつ罪（刑法第176条） | ・傷害罪（同204条） | ・暴行罪（同208条） |
| ・強要罪（同223条） | ・窃盗罪（同235条） | ・恐喝罪（同249条） |
| ・器物損壊罪（同261条） | ・脅迫罪（同222条） | ・侮辱罪（同231条） |
| ・名誉毀損罪（同230条） | | |

(1) 児童・生徒の様子を把握するためのチェックリスト

学校における日常的な観察

登校時から 始業時	<input type="checkbox"/> 朝早く登校したり、遅く登校したりする。 <input type="checkbox"/> いつも一人で登下校したり、友達と登下校していても表情が暗い。 <input type="checkbox"/> 自分からあいさつしようと思わず、友達からのあいさつや言葉かけもない。 <input type="checkbox"/> 元気がなく、顔色がすぐれない。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立つ。
授業・学級活動等の 時間	<input type="checkbox"/> 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。 <input type="checkbox"/> 以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。 <input type="checkbox"/> うつむきかげんで発言しなくなる。 <input type="checkbox"/> 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。 <input type="checkbox"/> 配布したプリントなどが届いていない。 <input type="checkbox"/> グループ活動の際、一人だけ外れている。 <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。 <input type="checkbox"/> 教職員が誉めると、周りの子があざけたり、しらけたりする。 <input type="checkbox"/> 何人かの視線が特定の児童・生徒に集中したり、目配せなどのやりとりがある。 <input type="checkbox"/> 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。 <input type="checkbox"/> 特定の児童・生徒の作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。 <input type="checkbox"/> 特定の児童・生徒が指名されると、ニヤニヤする者がいる。 <input type="checkbox"/> 特定の児童・生徒の持ち物に触れることを嫌がる者がいる。
休み時間	<input type="checkbox"/> 仲のよかったグループから外され、教室や図書室等で一人ポツンとしている。 <input type="checkbox"/> 一人で廊下や職員室付近をうろうろしたり、用がないのに職員室で過ごすことが多い。 <input type="checkbox"/> 教職員に頻繁に接触したり、話しかけてきたりする。 <input type="checkbox"/> 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。 <input type="checkbox"/> 友達と過ごしているが表情は暗く、オドオドした様子がみられる。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で、いつも嫌な役をやらされている。(道具の後始末、他) <input type="checkbox"/> 周りの友達に必要以上の気遣いをしている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童・生徒のそばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。
下校時	<input type="checkbox"/> 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。 <input type="checkbox"/> いつも友達の手荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> 靴や傘等が紛失する。
その他	<input type="checkbox"/> 給食時、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。 <input type="checkbox"/> 給食のメニューによって、配膳の量を極端に多くされたり少なくされたりする。 <input type="checkbox"/> 清掃時、いつもみんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 <input type="checkbox"/> 清掃時、他の児童・生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。 <input type="checkbox"/> 清掃時、特定の児童・生徒の椅子や机が運ばれなかったり、放置されたりする。 <input type="checkbox"/> 部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言いつつ。 <input type="checkbox"/> 集団活動や学校行事に参加することを渋る。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。 <input type="checkbox"/> 日記やノート等に、不安や悩みを感じる表現や投げ遣りな記述が見られる。 <input type="checkbox"/> 異なる通学経路から登下校する。 <input type="checkbox"/> 刃物など、危険なものを所持している。

(2) 教員が指導を確認するためのチェックリスト

① 学級経営や教科指導に関するチェックリスト

<p>言動について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童・生徒の言い分に耳を傾けている。 <input type="checkbox"/> 児童・生徒の良さを見つけようとしている。 <input type="checkbox"/> 人に迷惑を掛ける行動には、毅然とした態度で対応している。 <input type="checkbox"/> えこひいきや差別をせずに児童・生徒と接している。 <input type="checkbox"/> 児童・生徒の考えを共感的に受け止める。 <input type="checkbox"/> 適切な指導の意図が無く競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押し付けたりすることがない。 <input type="checkbox"/> 児童・生徒のプライバシーを守っている。 <input type="checkbox"/> 一日に一回は会話をするなど、どの児童・生徒とも関わりをもっている。 <input type="checkbox"/> 教員が児童・生徒を傷付けたり、いじめを助長するような言動はしない。 <input type="checkbox"/> 常に人権感覚を高め、人権教育の自己研鑽に努める。
<p>・ 授業時間 学級活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。 <input type="checkbox"/> どの児童・生徒の発言にも、全員が耳を傾けている。 <input type="checkbox"/> 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。 <input type="checkbox"/> 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。 <input type="checkbox"/> リーダーに協力する支援体制ができています。 <input type="checkbox"/> 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。 <input type="checkbox"/> 指示したことについて、児童・生徒が理解、納得しているか確認している。 <input type="checkbox"/> 児童・生徒の能力、特性に応じた説明をしている。 (理解しやすい話のスピード、視覚的な情報の活用等、説明の仕方を工夫)
<p>普段の生活</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 誤りを認め、許し合えるムードがある。 <input type="checkbox"/> 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。 <input type="checkbox"/> 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。 <input type="checkbox"/> 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。 <input type="checkbox"/> 一人一人の児童・生徒を大切にするという観点で、掲示物や物品等、教室環境が整っている。 また、交換や修繕が適切に行われている。
<p>との連携 教員間や保護者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 学年会や他の会議で、児童・生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。 <input type="checkbox"/> 日頃から職員室に、児童・生徒や学級の様子を気軽に話題にできるムードがある。 <input type="checkbox"/> 学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。 <input type="checkbox"/> 日頃から、個々の児童・生徒の様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。 <input type="checkbox"/> いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。 <input type="checkbox"/> 一方的な思い込みや偏った見方でなく、確かな事実や根拠を基に指導する様子が伝わっている。

② 人権感覚を自己点検するためのチェックリスト

朝の会	<input type="checkbox"/> 欠席や遅刻を早めに把握し、対処している。 <input type="checkbox"/> 遅刻した児童・生徒や前日に欠席・早退した児童・生徒に言葉かけをしている。
交友関係	<input type="checkbox"/> 児童・生徒の交友関係を把握している。 <input type="checkbox"/> 仲間外れや嫌がらせ、暴力などを把握し、直ぐに対処している。
給食	<input type="checkbox"/> 「いただきます」「ごちそうさま」など、食材になった動植物のいのちや調理した人への感謝の言葉をしっかりとさせている。 <input type="checkbox"/> 配膳や片付け等で嫌な思いをする児童・生徒がいないように気を配っている。
清掃	<input type="checkbox"/> 清掃時間が始まったら素早く清掃場所へ行き、清掃指導に携わっている。 <input type="checkbox"/> いつも楽な仕事ばかりしている児童・生徒や、大変な仕事を押し付けられている児童・生徒がいないように気を配っている。 <input type="checkbox"/> 教室や廊下の黒板や掲示板に落書きは無いか気を付けている。
帰りの会 放課後 部活動	<input type="checkbox"/> 明日の意欲につながるような言葉かけをしている。 <input type="checkbox"/> 部活動で行き過ぎた上下関係は無いか気を付けている。 <input type="checkbox"/> 部活動で失敗した生徒を指導する際、生徒の人格を否定するような叱り方や自信を失わせるような叱り方をしていない。
授業	<input type="checkbox"/> 授業の開始、終了時刻を守っている。 <input type="checkbox"/> 空席の児童・生徒を確認している。 <input type="checkbox"/> 誰もが設備・器具等を公平に使えるよう配慮している。 <input type="checkbox"/> 教員の期待とずれた児童・生徒の答えの発信を尊重しようとしているか。また、「どうしてこんなことができないのか」などと、自尊心を傷付けるような言い方をしていない。 <input type="checkbox"/> 児童・生徒の失敗があった時、失敗に笑う者がいたら黙認せず、注意している。
児童・生徒に 接する時	<input type="checkbox"/> 一人一人の顔を見て、名前に敬称を付けて呼んでいる。 <input type="checkbox"/> 児童・生徒同士の相手を罵倒する言葉や暴言、あだ名を見過ごし、黙認していない。 <input type="checkbox"/> 児童・生徒の話を親身に聞いている。 <input type="checkbox"/> 児童・生徒を指導する際、人格を否定するような注意をしていない。 <input type="checkbox"/> 失敗が多い児童・生徒を先入観で悪く評価してしまうことはない。 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹と比べて、褒めたりけなしたりしていない。 <input type="checkbox"/> 児童・生徒の欠点を見付けようとせず、良さに目を向けるように努力している。 <input type="checkbox"/> 失敗した児童・生徒のことを、他の学級で例として話していない。 <input type="checkbox"/> 「がんばれ」ではなく「がんばっているね」などと、児童・生徒の努力を認める言葉かけに心掛けている。
その他	<input type="checkbox"/> 文書や懇談会などで使う言葉について配慮している。 <input type="checkbox"/> 個人情報の管理はしっかりできている。 <input type="checkbox"/> ドリル学習の進捗や忘れ物を示す一覧表、身体的状況を示すグラフなど、児童・生徒のプライバシーに関わる内容を掲示していない。

(3) 保護者が児童・生徒の様子を把握するためのチェックリスト

家庭における日常的な観察

態度やしぐさ	<input type="checkbox"/> 家族との対話を避けるようになる。 <input type="checkbox"/> 受信した電子メールをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。 <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもり、考え事をしたり、家族とも食事をしなかったりする。 <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しくなり、動物や物等に八つ当たりする。 <input type="checkbox"/> 帰りが遅くなったり、理由を言わず外出をしたりする。 <input type="checkbox"/> 用事もないのに、朝早く家を出る。 <input type="checkbox"/> 風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。 (殴られた傷跡や痣などを見られるのを避けるため) <input type="checkbox"/> 転校を口にししたり、学校(部活動)を止めたいなどと言ったりする。 <input type="checkbox"/> 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
服装、身体・体調	<input type="checkbox"/> 衣服に汚れや破れが見られたり、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがあったりする。 <input type="checkbox"/> 自分のものではない衣服(制服)を着ている。 <input type="checkbox"/> 「友達に貸した」と言い、衣服(制服・体育着等)や上履き等が返却されない。 <input type="checkbox"/> 学校に行きたくないと言い出したり、通学時間になると腹痛等身体の具合が悪くなったりする。 <input type="checkbox"/> 食欲が無くなったり、体重が減少したりする。 <input type="checkbox"/> 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 <input type="checkbox"/> 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
学習	<input type="checkbox"/> 学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。 <input type="checkbox"/> 成績が低下する。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートが水に濡れていたり、落書きや汚れがあるなど、粗雑に扱ったあとが見られる。
持ち物・金品	<input type="checkbox"/> 家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、用途のはっきりしないお金を欲しがる。 (「～を失くした」と言い、新しいものを欲しがる。) <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きがある。 <input type="checkbox"/> 本人の興味や関心とはことなる物品、自費で購入できない高価な物品等がある。 <input type="checkbox"/> 携帯電話を急に使用しなくなる。 <input type="checkbox"/> 刃物など、危険なものを隠し持つようになる。
交友関係	<input type="checkbox"/> 口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。 <input type="checkbox"/> 無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがある。 <input type="checkbox"/> 親しい児童・生徒が来なくなり、見かけない児童・生徒がよく訪ねてくる。

家庭において、保護者に注意していただきたいポイントを伝えるとともに、心配な様子が見られる場合には、学校に情報提供を求め、児童・生徒の変化やいじめの兆候に早期対応するための連携を図る。

(4) 相談・記録用紙

相談カード（例）

★お願い

この相談カードは、いじめで困っている人や、いじめの様子を見て心配している人が書くものです。学校からいじめがなくなり、みんなが安全に安心して生活できるように協力してください。

このカードに書いて相談してくれたことは、他の人には知られないようにします。安心して書いてください。

記入日（この紙を書いた日）

月 日（ ）

あ な た の 名 前

年 組 なまえ

い
じ
め
に
つ
い
て

相談したいことに○をつけてください。

- 自分がいじめを受けている
- 友達やクラスの人がいじめを受けている
- 自分がいじめを行っている
- 友達やクラスの人がいじめを行っている

いじめの様子について○をつけてください

- ひやかしゃからかい、悪口を言う
- 仲間はずれ、無視
- ぶつかったり、たたいたり、けったりする
- お金や物をとる、持ってくるように言う
- 持ち物をこわされたり、かくされたりする
- やりたくないことをやらされる、いいたくないことをいわされる

いつごろのことか書いてください

（書き方の例：〇月〇日（〇曜日）、〇月ごろ、〇月くらいからずっと、など）

このことで相談したい先生に○をつけてください

- 学級担任の先生
- 学年主任の先生
- 生活指導主任の先生
- 校長先生や副校長先生
- 養護の先生（保健室の先生）
- スクールカウンセラー
- その他の先生（ここに先生の名前を書いてください： _____）

この紙に書いてくれたことについて、先生やスクールカウンセラーさんから話を聞きます。話を聞く日には、決まったらお知らせします。

※ 本カードの裏面に相談機関の一覧を印刷するのもよい

いじめ指導記録（例）

（「いじめを受けた児童・生徒」「いじめを行った児童・生徒」への指導を想定して）

作成日		作成者（指導を行った者）	
平成 年 月 日（ ）		名前	分掌・役職等（※1）
指導した児童・生徒名		年 組	
52810511	指導した児童・生徒の立場について		
	<input type="checkbox"/> いじめを受けている <input type="checkbox"/> いじめを行っている		
	いじめの様子について、以下を簡潔に箇条書きにする		
	①いじめの様態（※2）		
	②当該児童・生徒の状況		
	③周囲の児童・生徒との関わり		
	④保護者の状況		
⑤いじめの発端や状況 （人間関係等は図示でもよい）		【いつ、誰が、誰に対して、どのようなこと（どの程度）行ったか】	
指導の経緯（簡潔に）※3			
月日	いじめを受けた児童・生徒に対して	いじめを行った児童・生徒に対して	
(裏面に続く)			

※1 当該児童・生徒への組織的対応を行う上での位置付け

例) 学級担任、学年主任、生活指導主任、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー、等

※2 ア. 冷やかし、からかい、悪口、脅し イ. 仲間外れ、無視 ウ. 軽くぶつかる、遊びのつもりで叩く、蹴る
 エ. ひどくぶつかる、叩く、蹴る オ. 金品の強要 カ. 金品を隠す、盗む、壊す、捨てる
 キ. 望まないことや恥ずかしいこと、危険なことの強要

※3 詳細については、別紙に記入し添付・保管する

(5) 生活意識調査

◇参考資料:「問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方(平成22年6月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター)」p. 18~21

学校生活や友人関係に関するアンケート

問1 あなたの今の気持ちについて、いくつか質問します。「よく当てはまる」から「全然当てはまらない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よく当てはまる	どちらかといえば当てはまる	あまり当てはまらない	全然当てはまらない
ア 学校が楽しい				
イ みんなで何かをするのは楽しい				
ウ 次の学年も今のクラスでいたい				
エ 授業がよく分かる				
オ 自分の顔やスタイルが好きである				
カ スポーツや音楽など、自慢できるものがある				

問2 あなたの最近の体や心の様子について、いくつか質問します。「よく当てはまる」から「全然当てはまらない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よく当てはまる	どちらかといえば当てはまる	あまり当てはまらない	全然当てはまらない
ア 体がだるい				
イなんとなく、心配だ				
ウ いらいらする				
エ 元気がでない				
オ 疲れやすい				
カ 寂しい				
キ 不機嫌で、怒りっぽい				
ク あまりがんばれない				
ケ 頭痛がする				
コ 気持ちが沈んでいる				
サ 誰かに、怒りをぶつきたい				
シ 勉強が手につかない				

問3 あなたは今の学年になってから、今日までに、次に書いてあるようなことが、どのくらいありましたか。「よくあった」から「まったくなかった」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よくあった	どちらかといえ ばあった	あまり なかった	まったく なかった
ア 先生が、よく理由を聞いてくれずに、怒った				
イ 勉強の事で、友達にからかわれたり、ばかにされたりした				
ウ 授業中、分からない問題をあてられた				
エ 家の人、勉強のことをうるさく言った				
オ 先生が、相手にしてくれなかった				
カ 顔やスタイルの事で、友達にからかわれたり、ばかにされたりした				
キ 授業が、よく分からなかった				
ク 家の人、友達や生活の事をうるさく言った				
ケ 先生が、えこひいきをした				
コ 自分のした事で、友達から悪口を言われた				
サ テストの点が、思ったより悪かった				
シ 家族の期待は、大きすぎると思った				

問4 あなたは、あなたのまわりの人たちが、どのくらいあなたの助けになってくれると思いますか。「そう思う」から「そうは思わない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

		そう思う	どちらかといえ ばそう思う	あまり そうは思わない	そうは思わない
ア あなたに元気がないと、すぐに気付いて励ましてくれる	家族				
	先生				
	友達				
イ あなたが、悩みや不満を言っても、嫌な顔をしないで聞いてくれる	家族				
	先生				
	友達				
ウ 普段から、あなたの気持ちを、よく分かろうとしてくれる	家族				
	先生				
	友達				

皆さんは、学校の友達の誰かから、意地悪をされたり、嫌な思いをさせられたりすることがあると思います。

そうした意地悪や嫌なことを、みんなからされたり、何度もされたりすると、そうした人はどうしてよいか分からずにとっても苦しい思いをしたり、みんなの前で恥ずかしい目にあわされて辛い思いをしたりします。

これから皆さんに質問するのは、そうした意地悪や嫌なことを、無理やりされた時のことや、反対に弱い友達にあなたがした時のこと、あなたが友達がされているのを見た時のことについてです。

問5 意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かから、次のようなことをどのくらいされましたか。「1週間に何度も」から「全然されなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	一週間に何度も	一週間に1～2回/2～3回	月に2～3回	今までに1～2回	全然されなかった
ア 仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした					
イ からかわれたり、悪口やおどし文句、嫌な事を言われたりした					
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、叩かれたり、蹴られたりした					
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした					
オ お金や物をとられたり、壊されたりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌な事をされた					

問6 あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かに、次のようなことをどのくらいしましたか。「1週間に何度も」から「全然しなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。

	一週間に何度も	一週間に1~4回	月に2~3回	今までに1~2回	全然しなかった
ア 仲間はずれにしたり、無視したり、陰で悪口を言ったりした					
イ からかったり、悪口やおどし文句、嫌なことを言ったりした					
ウ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりした					
エ ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりした					
オ お金やものをとったり、壊したりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌なことをした					

問7 あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かが、次のようなことされているのをどのくらい見ましたか。「1週間に何度も」から「全然しなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。

	一週間に何度も	一週間に1~4回	月に2~3回	今までに1~2回	全然しなかった
ア 仲間はずれにしたり、無視したり、陰で悪口を言ったりした					
イ からかったり、悪口やおどし文句、嫌なことを言ったりした					
ウ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりした					
エ ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりした					
オ お金やものをとったり、壊したりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌なことをした					

(6) いじめ発見のためのアンケート質問項目例

〇月から今日までのことで、当てはまる方に〇を付けてください。(学校でのことや、学校以外でのことなど、全ての時間を含みます。)

いじめの発見と自殺予防の視点を合わせたアンケートになっている。

1 自分のことについて

	気になること、心配なこと、悩みごとなどについて	ある	ない
1	学校のことや友達のこと、気になることや悩んでいることがある。		
2	家族や家庭のこと、気になることや悩んでいることがある。		
3	その他のこと、気になることや悩んでいることがある。		
4	学校に行きたくないと思う。		
5	生きているのがつらいと思う。		

	いじめに関することについて	ある	ない
1	冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする。		
2	仲間外れにされたり、無視されたりする。		
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする。		
4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。		
5	お金をたかられたり、おごらされたりする。		
6	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。		
7	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。		
8	メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる。		
9	服を脱がされたり、恥ずかしいことをされられたりする。		
10	その他の嫌なことをされる。		

2 周りの人のことについて (1回でもあったら「いる」に〇を付けてください。)

	気になること、心配なこと、悩みごとなどについて	いる	いない
1	学校のことや友達のこと、気になることや悩んでいる人がいる。		
2	家族や家庭のこと、気になることや悩んでいる人がいる。		
3	あくまでも例である。どのような形式がよいか、学校、学年等の実態を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」が十分に協議して決定する。これは無記名式の例である。		
4			
5	生きているのがつらいと言っている人がいる。		

	いじめに関することについて	いる	いない
1	冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする人がいる。		
2	仲間外れにされたり、無視されたりする人がいる。		
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする人がいる。		
4	ひどく		
5	お金を		
6	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする人がいる。		
7	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする人がいる。		
8	メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる人がいる。		
9	服を脱がされたり、恥ずかしいことをされたりする人がいる。		
10	その他の嫌なことをされる人がいる。		

3 気になることや心配なことを3行以上書いてください。

(書くことがない人は、将来の夢を書いてください。)

自由記述は、子供が記載する時間差を生み、「あの子は何か書いている。」と悟られることにつながる。時間差をなくすため、全員が何かを書くようにする。

4 相談したいことがある場合は、ここに出席番号を書いてください。

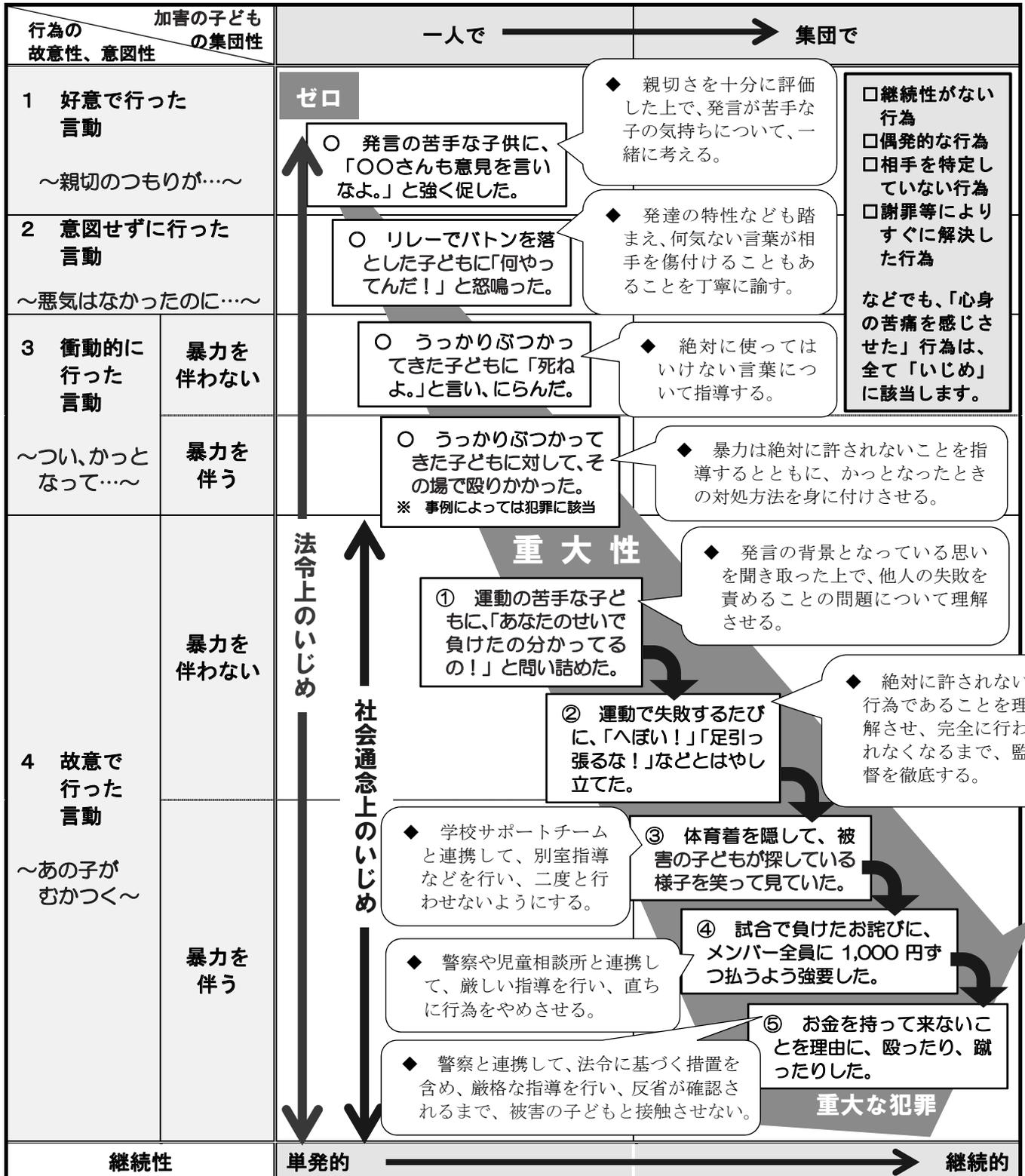
点線で谷折りにして提出してください。

(8) 重大性の段階に応じたいじめの類型(例)

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子どもが「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子どもの人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為 ◆：加害の子どもへの対応例



※ 上記の類型は、加害の子どもの行為によるもので、被害の子どもの「心身の苦痛」の軽重によるものではない。

※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

(9) 「いじめ」の定義の変遷

文部省・文部科学省は、昭和 61 年度以来、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」などにおいて、「いじめ」の定義を策定・変更してきた。その背景には、子どもがいじめを苦にして自殺した事案が関わっている。報道により「いじめ」が大きな社会問題となるたびに、学校はいじめの捉え方の課題を踏まえて、その定義が広範囲なものに修正されてきたことが分かる。

学校は、二度といじめを苦にして自ら命を絶つような事案を起こさないために、「いじめ」の定義が変更されてきた経緯を正しく理解し、現行の定義に基づき、確実な認知に努める必要がある。

年	「いじめ」の定義	定義策定・変更のきっかけとなった事案	「いじめ」の捉え方(変遷)
昭和 61 年度から	①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、 学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの。	東京都中野区 中学校 2 年生 自殺	◆ 加害の子どもの行為の側に立って「いじめ」を規定 ○ 弱い者に対して一方的に（力関係の存在） ○ 身体的・心理的な攻撃 ○ 被害の子どもが深刻な苦痛を受けているもの ○ 学校が確認しているもの ○ 学校の内外を問わないもの
平成 6 年度から	①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているもの なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。	愛知県西尾市 中学校 2 年生 自殺	○ 「継続的に」を追加（行為の継続性） ○ 個々の「いじめ」の判断は、表見的・形式的に行うことなく、被害の子ども立場に立って行うことを追加 ○ 「学校が確認している」という要件を削除
平成 18 年度から	当該児童生徒が、 ①一定の人間関係のある者から、 ②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、 ③精神的な苦痛を感じているもの なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。	北海道滝川市 小学校 6 年生 自殺 福岡県筑前町 中学校 2 年生 自殺	◆ 被害の子どもの心情の側に立って「いじめ」を規定 ○ 一定の人間関係（「弱い者に対して」を変更） ○ 心理的・物理的な攻撃 ○ 精神的な苦痛を感じているもの（「受けている」を「感じている」に変更、「深刻な」を削除） ○ 「継続的に」を削除
平成 25 年度から (いじめ防止対策推進法の施行に伴う)	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。	滋賀県大津市 中学校 2 年生 自殺 東京都品川区 中学校 1 年生 自殺	○ 心理的・物理的な影響（「攻撃」を変更） ※ この規定では、加害の子どもが主語となっているが、平成 18 年からの定義である被害の子どもの心情の側に立って定義されていると理解すべきである。

はじめなぞ! 困ったとき、困ったときの相談は...

文京区立学校用

いじめ、不登校、友人関係、発達障害、自傷行為等に関する相談

東京都いじめ相談ホットライン (東京都教育相談センター)
24時間対応 (フリーダイヤル) 電話 0120-53-8288

<http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp/>

【メール相談受付】
東京都教育相談センター
ホームページの「メール相談」
をクリック

検索

東京都 教育相談

いじめの問題やその他の子供に関する相談全般

24時間子供 SOSダイヤル (全国統一ダイヤル)
24時間対応
フリーダイヤル なやみ言おろ
電話 0120-0-78310

いじめ、虐待、子供に関する相談全般

よいこに電話相談 (東京都児童相談センター)

平日 9:00~21:00 (年末年始を除く。) よいこに
土日祝日 9:00~17:00 電話 03-3366-4152
聴覚言語障害者相談 FAX 03-3366-6036

いじめ、虐待等の子供の権利侵害に関する相談

話してみなよ-東京子供ネット-

平日 9:00~21:00 (年末年始を除く。)
土日祝日 9:00~17:00 フリーダイヤル はなして みなよ
電話 0120-874-374

非行、いじめ、不登校、犯罪被害等に関する相談

ヤング・テレホン・コーナー (警視庁少年相談室)

24時間対応
月曜日から金曜日まで (8:30~17:15) は、専門の担当者 (心理
職及び警察官) が対応、夜間及び土日祝日は宿直の警察官が対応
電話 03-3580-4970

いじめ、子供の性格や行動、不登校、学校生活、子育て等に関する相談

【文京区】
電話教育相談 24時間対応 電話 03-5800-2595
いじめ電話相談 24時間対応 電話 03-5800-2596

いじめの防止と SNS の適切な利用について役立つウェブサイト・アプリ

考えよう! いじめ・SNS@Tokyo
<http://ijime.metro.tokyo.jp/>

※「こころ空模様チャエック」アプリを使って、東京都いじめ相談ホットライン、こたエールに、電話やメールができます。

子供のネット・携帯のトラブル相談

こたエール

<http://www.tokyohelpdesk.jp/>

平日 9:00~18:00 (メール相談受付)
土曜日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
インターネット なやみゼロに
電話 0120-1-78302

【メール相談受付】
東京都青少年・治安対策本部
ホームページ、「こたエール」
の「メール相談」をクリック

検索

こたエール

子供の行動や心の発達等に関する相談

こころの電話相談室 (東京都立小児総合医療センター)

月~木 9:30~11:30, 13:00~16:30 (金土日祝日、年末年始を除く。)
電話 042-312-8119

こころの健康に関する相談

こころの電話相談

平日 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く。) ※各センターとも同じ
(東京都立中部総合精神保健福祉センター)
(港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、
練馬区)
(東京都立精神保健福祉センター)
(千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、
板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、島しょ地域) 電話 03-3844-2212

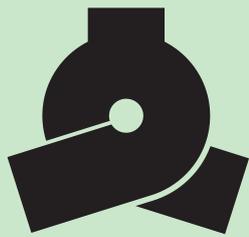
(東京都立多摩総合精神保健福祉センター)

電話 042-371-5560

どこに電話をしても親切に話を聞いてもらえます。(平成31年3月)

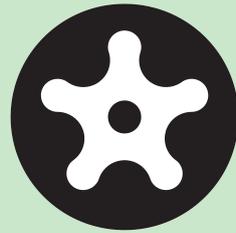
文京区いじめ防止対策推進基本方針
いじめ対応マニュアル 第2版

編 集 文京区教育委員会
教育推進部教育指導課
電 話 (5803)1300
F A X (5803)1368
印刷物番号 I0218102
発 行 平成30年4月



紋章

文京区



シンボルマーク